

# 妊婦一般健康診査費、新生児聴覚スクリーニング検査費

## および乳児一般健康診査費の助成についてのご案内



### 千葉県内の医療機関で受ける場合：受診券をご利用ください

千葉県内の医療機関では母子健康手帳別冊の受診券（妊婦一般健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査・乳児一般健康診査）をご利用ください。ただし、診査及び検査は自由診療の扱いになるので、費用が医療機関により異なります。受診券を利用しても自己負担が生じる場合があります。

### 千葉県外の医療機関で受ける場合：健診予定日の1か月前までに市にご相談ください

県外の医療機関では南房総市が交付している受診券（妊婦一般健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査・乳児一般健康診査）を使用できません。ただし、妊婦一般健康診査受診券のみ、一部医療機関にて南房総市の受診券を利用できる場合がありますので、利用を希望される方は、必ず事前に健康推進課までご連絡ください。

#### →受診券を使用できる場合

受診券を提示し健診をうけます。

#### →受診券を使用できない医療機関で健診をした場合：受診後に費用助成の申請をします

健診費用を一旦自己負担いただき受診券相当分の費用を申請により助成します。

なお、受診券を使用せず妊婦健康診査を受診した場合、同じ診察項目でも健診費用が高くなる場合もありますのでご了承ください。

※次の1及び2に該当する場合は妊婦健康診査費助成を受けられます

- 1 受診時に南房総市に住所があり、市へ妊娠届出を提出し母子健康手帳の交付を受けていること
- 2 母子健康手帳別冊1受診券を次のいずれかの理由により利用できず、全額自己負担した場合
  - 1) 千葉県外の指定医療機関以外で受診した場合
  - 2) 母子健康手帳別冊の受診券を持たずに妊婦健康診査を受診した場合（携帯忘れ）
  - 3) 医療機関窓口で母子健康手帳別冊を提示したが、使用できなかった場合

## 妊婦一般健康診査費、新生児聴覚スクリーニング検査費、乳児一般健康診査費助成金の申請について

●裏面※の条件に該当する健康診査のうち、医療機関の窓口で妊婦健診費用を支払った場合、申請により一旦支

払った妊婦一般健康診査費について、市で定めた上限額を超えない範囲（受診券活用相当額）で助成します。

また、実際に支払った健診費用が市の助成額よりも低い場合は、実際に支払った額を助成します。

●千葉県外の医療機関で新生児聴覚スクリーニング検査を受け、医療機関の窓口で検査費を支払った場合、申請

により一旦支払った検査費について、3,000円を上限に助成します（R3.4.1以後に出生した生後50日以内の新生児で、検査日に母の住所又は新生児の住所が南房総市にある場合）。

また、実際に支払った検査費用が上限額よりも低い場合は、実際に支払った額を助成します。

●千葉県外の医療機関で乳児一般健康診査を受け、医療機関の窓口で健診費用を支払った場合、申請により一旦

支払った健診費用について、市で定めた上限額を超えない範囲（受診券活用相当額）で助成します（受診日に乳児の住所が南房総市にあり、R3.4.1以降に受診した場合）。

また、実際に支払った健診費用が上限額よりも低い場合は、実際に支払った額を助成します。

なお、上記の妊婦一般健康診査費・新生児聴覚スクリーニング検査費・乳児一般健康診査費助成金は、健診日（検査日）翌日から2年を経過すると助成ができなくなりますので、ご注意ください。

### 申請に必要なもの

- ☆ 母子健康手帳
- ☆ 次のうち該当する申請書兼請求書
  - ・妊婦・乳児一般健康診査費助成金交付申請書兼請求書
  - ・南房総市新生児聴覚スクリーニング検査助成金交付申請書兼請求書
- ☆ 領収書（原本） ※あれば診療明細書も
- ☆ 未使用の受診券
- ☆ 申請者名義の口座がわかるもの
- ☆ 印鑑（認印）

助成金の申請は、健診日

（検査日）の翌日から

2年内に！！

